



実演家著作隣接権センター

[クラブニュースレビュー]

CPRA NEWS *Review*



Vol. **3**

2022 AUTUMN

芸団協CPRA新体制発足

新期を迎えてのご挨拶



芸団協CPRA権利者団体会議議長
一般社団法人日本音楽事業者協会会長

瀧藤雅朝

平素より当センターの活動にご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下での社会活動も3年が経ち、今夏はようやく野外フェスや公演を通常に近い形で実施することができました。様々な制限も解除されつつあり、社会の正常化によるエンタテインメント業界の回復にも期待がかかりますが、まだまだコロナ前の集客には遠く及ばないのが現状です。

これまで本当に数多の公演やイベントが中止になり、その影響は当初の想定を遥かに超える深刻なものとなりました。社会が暗い時にこそ希望となるはずのエンタテインメント業界さえも活動の場を失い、その役割を果たせないことが、どれほど実演家の皆様にとって苦しいことであったでしょうか。また、失業状態といえるほどに実生活への影響も切実なものとなり、エンタテインメント産業の脆さが突きつけられました。コロナ禍という社会の大きな転換点で浮き彫りになった課題は多く、権利者団体としていかにエンタテインメント産業の基盤を強固にしていくか早急に対応してまいりたいと考えております。

私たちにとっての最重要課題は、実演家の活動を下支えする著作権隣接権による実演家の保護、および公正な利用を実現する仕組みづくりとその強化です。すばらしい実演が日々提供されているにもかかわらず、その対価の還元が適正でないと感じる場面が昨今増えております。直近では、私的録音録画補償金制度の対象にブルーレイ

ディスクレコーダーを追加指定する著作権法施行令の一部を改正する政令がようやく閣議決定されました。先般の文化庁による意見募集には、当センターも意見を提出し、芸団協を含む19の権利者団体も連名で意見表明をしております。制度見直しの議論が長引く間に社会は著しく変容し、私的録音録画の行為自体が縮小したり、コピー制限で十分という乱暴な論調が広まるなど様々な歪みも生じる中、一層ユーザーの理解が得にくい状況が生じております。これらも踏まえ、実態に即した制度への、見直しも含めた議論がなされることを求めます。

DX時代を迎え、バリューギャップ問題に代表されるように、実演家の対価を適正化する重要性は高まる一方です。レコード演奏・伝達に係る権利の導入のような時代に即した権利の創設や、著作権隣接権に関わる諸制度の適正化に向けた動きを加速させる必要も強く感じております。また、実演家の権利について国際的に問題視される共通の課題も多く、日本国内においても先を行く諸外国の事例を参考に、適切な措置が図られるよう積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

権利の適正化と両軸を成すのは、ユーザーにたくさん視聴・鑑賞していただくことです。そのためにも実演家の活動機会の維持・拡大が必要であり、実演家の権利や立場の保護と創作サイクルを維持していくため、権利者団体会議としても引き続き努めてまいりますので、皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

権利者団体会議委員からのご挨拶

権利拡大と権利処理体制効率化を



一般社団法人
日本音楽制作者連盟 理事長

野村達矢

ようやく新型コロナウイルス感染症感染拡大による公演中止や延期も減少し始め、活動正常化に向けた動きが見られるようになりました。未だ地方公演や来場者の年齢層により集客に苦勞しており、会場内での大声発声の禁止等活動面で厳しい面も多々ありますが、立ち止まるのではなく、前に進んでいかなければなりません。コロナだけでなく、様々な資材に及ぶ物価高、人件費の高騰、そして人手不足が、コンサート活動にも音源制作にも重くのしかかっています。アーティスト活動に係るコストが軒並み高騰する状況の中、残念ながら芸団協CPRAが扱う権利報酬は減少が見込まれています。私的録音録画補償金制度においてブルーレイディスクレコーダーが追加指定されたことは歓迎すべきニュースですが、芸団協CPRAに参加する音楽実演家の創作活動を下支えていくためにはレコード演奏・伝達権をはじめ、各種デジタルサービスにおける実演家の権利拡大を一層進めていかなければなりません。

すでに、音楽ビジネスの中でも“メタバース”、“NFT”等Web3世代の取り組みが始まっています。大規模資本による中央集権的な情報管理から分散型に移行していく中で、音楽作品の使用実績把握、対価の評価や徴収、そして分配は大きな課題となります。それらに対応していくためにも、芸団協CPRAは効率的な権利処理体制を構築し、権利処理に必要なデータ拡充、整備を推進しなければならないと考えます。

権利の上に眠ってはならない



一般社団法人
演奏家権利処理合同機構MPN 理事長

権名和夫

2022年10月21日に開催された閣議において、私的録音録画補償金制度の対象機器としてブルーレイディスクレコーダーを追加指定する政令改正が行われました。この制度に新たな機器が追加されるのは2008年以来、実に14年ぶりです。1992年にスタートした補償金制度の創設にあたっては芸団協が中心的な役割を果たし、今年9月に残念ながら他界された棚野正士芸団協元専務理事の遺産ともいべきものです。われわれ芸団協CPRAは、こうしたレガシーを守っていくだけでなく、より今日的なものへとアップデートしていく重大な責任を負っています。その意味で、小さいながらも重い一歩であってほしいと願います。「放送二次使用料」「レンタル報酬」「補償金」は、たしかに芸団協CPRAに集う権利者に大きな大きな恵みをもたらしてきましたが、BBCが電波を返上する意向など、また放送のみならず既存の媒体が雪崩を打ってネットへとシフトしていく中で、「Webcasting」「公衆への伝達」「DX時代における新たな対価還元方策」へとシーンは移りつつあります。芸団協CPRAが取り組むべき道筋も明らかで、こうした課題の解決に一丸となって注力していく必要があります。「制度」「産業構造」「国民性」など言い訳を見つけるのは簡単ですが、こうしている間にも世界は動いています。権利の上に眠る権利者は保護されないという言葉がありますが、皆様と力を合わせて大胆かつ緻密に取り組んでいきたいと思っております。

新期を迎えて



一般社団法人
映像実演権利者合同機構 代表理事

小野伸一

「新しい」生活様式が求められて久しく、もはや新しくはなく、すっかり通常の生活様式となりつつあります。これほどまで長期間の感染症との戦いになるとは誰も想像し得なかったかと思いますが、この長きに渡る苦境のなか、実演家やその関係者が懸命に試行錯誤し、立ち向かう姿を幾度となく目の当たりにしてまいりました。コンサートや公演の実施など、少しずつ明るい兆しが見えつつある一方、依然先行き不透明な状況は続いており、芸団協CPRAが果たすべき「実演家の権利を守り、創造を支える」という役割を、引き続き、着実に、確実に、果たさなければならぬ時と痛感しています。先般、私ども映像実演権利者合同機構(PRE)も役員改選を実施し、新たな体制となりました。私のみならず、役員一同、各々が責任を持って芸団協CPRAに携わっていく決意を新たにしております。

また、2012年、芸団協の公益社団法人化とともに設置されたこの権利者団体会議も、設置から10年を超えました。この節目がより良い節目となるよう、音楽3団体に追随し、権利者団体会議委員、運営委員会委員、各諮問委員会委員とともに芸団協CPRAの業務に誠心誠意向き合って参りたいと思っております。引き続き広く関係各位のご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【権利者団体会議委員】

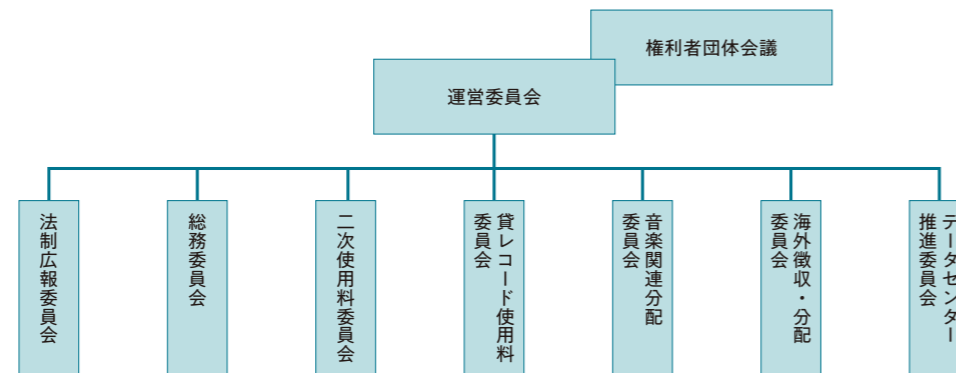
議長：瀧藤雅朝
委員：野村達矢
権名和夫
小野伸一

【運営委員】

運営委員長：崎元 讓
運営副委員長：金井文幸
運営副委員長：中井秀範
運営委員：相澤正久
運営委員：池田正義
運営委員：板垣一誠
運営委員：坂内光夫
運営委員：権名和夫
運営委員：塩田秀夫
運営委員：千村良二
運営委員：中道秀夫
運営委員：松武秀樹
運営委員：丸山ひでみ

実演家著作権隣接権センター (CPRA) 組織図

[令和4年10月末現在]



各委員会を中心とした 芸団協CPRAの取り組みについて

9月12日に開催された権利者団体会議において、令和4・5(2022・2023)年度 芸団協CPRA運営委員が選出された。これを受けて、10月7日に開催された運営委員会では、委員長及び副委員長が選出され、前期同様、運営委員会の下に七つの諮問委員会を設置するとともに、担当運営委員を決定した(今期の運営委員及び新体制について、2頁の「実演家著作隣接権センター(CPRA)組織図」をご参照下さい)。芸団協CPRA運営委員会の新体制決定を踏まえて、崎元讓運営委員長のほか、七つの諮問委員会の担当運営委員に、コメントをお願いした。

CPRA新体制にあたって



芸団協CPRA運営委員長
崎元讓 ©林喜代種

実演家著作隣接権センター(CPRA)は、平成5年(1993)年、芸団協に設立され、来年には設立30周年を迎えることになる。芸団協CPRAは、世界的にも例を見ない、実演家と事業者によって運営される、著作権法に基づく実演家の権利処理の集中管理団体であり、「権利者の、権利者による、権利者のための機関」として、その業務について「独立性」、「専門性」及び「透明性」をもって運営されている。

このたび令和4・5年(2022・2023)年度の運営体制がスタートした。権利委任団体、すなわち日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟、演奏家権利処理合同機構MPN及び映像実演権利者合同機構の代表者で構成される権利者団体会議、及び権利委任団体の役職員で構成される運営委員会、それぞれの委員は、ほとんどが前期役員の再任となる。運営委員会委員長は、私、崎元が、副委員長には金井文幸委員と中井秀範委員が再任された。また今期の諮問委員会も従来どおり設置された。前期同様、運営委員、各権利者団体役職員、学識経験者から適任者が選任されている。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が依然として続く中、ロシアのウクライナ侵攻や円安の長期化など様々な不安要素も加わって、私たちの業界、特に実演家

の大変厳しい状況は当面続くと思われる。芸団協CPRAとしては、今まで以上に実演家の権利を守り、使用料等の徴収、分配を円滑に果たしていくために、今ある権利の維持はもちろん、「レコード演奏権・伝達権」や「ウェブキャスト」など新たな権利獲得や集中管理範囲の拡大を目指していくことが重要である。今期もこれらの諸課題を前に進めていくために権利者団体会議、運営委員会、各諮問委員会及び事務局職員が一丸となって活動していくことが大切である。これからも引き続き関係諸団体のご協力とご指導、ご鞭撻を賜りたい。

法制広報について



運営委員
丸山ひでみ

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と縮小を繰り返し、生活のあらゆる場面に影響を及ぼしながら、早くも3年を経過しようとしている。

その終息が見えない中、我々は、依然として、ライブやコンサートなどの開催が中止や延期に追込まれたり、観客数を制限されたりするなど制約のある環境の中で活動しなければならない状況にある。そのような中、著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みづくりと強化は、益々重要なものと言える。

実演に係る著作隣接権の集中管理団体として、使用料

等を徴収し、分配する役割はもちろんのこと、集中管理範囲の拡大の可能性を含む実演家の権利の拡充は、芸団協CPRAに与えられた役割の重要なひとつであり、そのための調査研究は欠かすことができない。さらには、実演家の権利の拡充の必要性を広く訴えかけることが必要である。

法制広報委員会として、このような役割を果たすために、文化庁をはじめとする政府関係者に対して働きかけるとともに、ウェブサイトやSNSなどを活用した積極的な情報発信を行い、「法制」と「広報」とが両輪となって、実演家の権利の拡充に向けた活動を続けていきたい。

総務について



運営委員
相澤正久

芸団協CPRAは来年(2023年)、設立30周年を迎えるが、管理する権利の種類および徴収額はその過程で大きく変容してきた。今年度は貸レコード使用料・報酬の徴収額が前年度比50%を割り込み、また商業用レコード二次使用料関係も減少傾向が予想される一方で、授業目的公衆送信補償金等の分配が開始される見込みとなっている。

今期も引き続き徴収を滞りなく行うとともに、分配に関しても従来の慣行にとらわれることなく、未来志向で時代に即した質の高いものを目指していく。また、実演家の権利に関する調査研究・広報も含め、次世代への知識・経験の継承、後進の育成を確りと行い、事務局体制の充実を図りたい。

二次使用料について



運営委員
坂内光夫

民放では、最初の緊急事態宣言が出され、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を大きく受けた2020年度に比べ、2021年度はその影響を依然受けつつも東京

オリンピック・パラリンピック開催などにより、広告収入は回復した。しかしながら、2022年度は、インターネット動画配信の普及によりテレビの視聴率の低下が進んだこと、またウクライナ情勢や物価高騰などが影響して広告市況が失速している。

このような中、キー局を中心とした放送同時配信が本格的にスタートした。若年層のテレビ需要を喚起し、放送以外の広告収入を得る取り組みを見守りつつ、2023年度の使用料交渉に臨みたい。

NHKとは協議が難航し、2021年度の取り決めができていない状況である(10月現在)。NHKは減収局面の中で経営陣が契約見直しを進めており、レコード実演使用料に対しても料率の引き下げを要求している。しかし、この引き下げには論理的な理由はなく、一方で、放送の補完と位置付けてきたインターネット配信は視聴数が順調に増加し様々な議論が必要となる中、NHKの要求を安易に受け入れることはできない。実演家を代表する文化庁長官指定団体の責務として、あるべき使用料水準を粘り強く主張し、解決に向かいたい。

貸レコードについて



運営委員
中道秀夫

緊急事態宣言により外出が控えられるようになったこともあり、音楽の聴き方はサブスクリプション型が主流となった。

CDパッケージの需要は縮小し、かつて国内に約6000店舗存在したCDレンタル店は約1300店舗にまで減少した。このような環境変化により、2021年度には、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDV-J)との協議を実施し、契約内容を見直し、固定制から売り上げに応じた使用料への変更を行ったが、閉店に歯止めをかけることはできなかった。大手事業者のチェーン店や直営店も、CDレンタル中止や閉店の申請が増える傾向にあり、CDレンタルの今後は、大手事業者本部の経営判断によるものと思われる。

また、80年代よりCDV-Jに委託してきた徴収業務については、協議の結果、業務委託を解除した。現在は、自主徴収を円滑に実施している。今後も、文化庁長官の指定団体として、滞納を未然に防ぎつつ、徴収を継続していく。

音楽関連分配について



運営委員
池田正義

商業用レコード二次使用料の分配において、権利者団体会議の合意に基づき2021年度実施したノンフィードバック・アーティスト（以下NFA）の分配方法について結果検証を行っている。各団体から寄せられた課題をもとに当委員会にて検証を行い、合意に向けた協議を続けていく。

一方で、30年以上分配を行ってきた貸レコード使用料・報酬については、CDレンタル市場の縮小に伴って徴収額が減少しており、分配方法を見直す段階にきている。当委員会ではその見直しの一環として、NFA分配に使用しているレコード制作管理表を、従来の貸レコード使用料・報酬のみを対象とした収集から二次使用料NFA分配で発生する楽曲も含めた収集方法へと変更するべく検討を開始した。貸レコード使用料・報酬の作業効率化および前述の二次使用料NFA分配のデータ拡充という二つの課題解決に繋がるものとして効果が期待される。

また、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）では教育機関からの徴収が既に開始されており、分配業務受託団体として芸団協CPRAが受領する補償金について、適切な分配方法の検討を行っていく。

このデジタル社会に必要な「透明性」「公明性」を保持し、各テーマにおいて委員会としての「説明責任」を果たしていきたい。

海外徴収・分配について



運営委員
椎名和夫

海外団体との契約数は35か国45団体となり、実演家権利管理団体協議会（SCAPR）が運用する実演家データベース（IPD）を利用した適正な徴収・分配を実施している。海外分配額に大きな変動はないが、エージェントの登録数が75法人となり、その分配額は海外分配総額約4億円の3割を超える勢いとなった。海外徴収額は、NFA

分の徴収強化などに努めたが、昨年度はコロナ禍による定期分配の遅延等のため前年度より約400万円の減少となった。今後は分配遅延分の回収と作品情報データベース（VRDB）内の権利者不明楽曲の検索等により徴収額増加を目指したい。

交流連携業務としては、EUを中心とした諸外国における法改正など最新状況の把握に努め、情報交換を積極的に行っている。一方アジア育成支援事業としては、芸団協CPRA実務研修の招聘国5か国に対しての継続的な支援のほか、世界知的所有権機関（WIPO）主催のセミナーでの権利管理の実務等の講義、SCAPRの開発協力ワーキンググループでのアジア各国の課題の共有などを行った。

またウクライナ侵攻の影響を受ける各国への支援を検討し、まずは多数の難民を受け入れているポーランドの団体、STOARTに対して支援金の拠出を行った。今後も適切かつ効果的な支援を継続検討していく。

データセンター推進について



運営委員
板垣一誠

レコード制作管理表の収集方法を、従来対象としてきた貸レコード使用料・報酬だけでなく、商業用レコード二次使用料にも対応したものとすべく音楽関連分配委員会で検討されることとなった。当委員会はその課題解決に向け、運用フロー見直しに係る技術的サポート、また新たな収集方法に対応する新システムの開発を実施する。関係団体が利用している「権利者団体連携システムMAPS」については、前期の検討において、リニューアル対応で実装する基本機能の仕様を確定し、開発フェーズに移行した。リリース時期は2023年1月を予定しているが、本番稼働後も引き続き利便性向上・作業効率化を目的とした要望対応を行っていく。

また、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）より今後受領する補償金についても、音楽関連分配委員会での検討をサポートしていく。

なお、2021年4月に「ミュージック・ジェシス協議会」を前身とする一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会が設立されたことにより、権利情報データの収集・管理への注目度が高まっている。文化庁が実施する権利情報集約化等検討委員会の実証事業においても積極的に意見を発信し、音楽作品に係わるデータの充実に協力していきたい。

2021年度 実演家著作隣接権センター（芸団協CPRA）事業概要報告

2021年度徴収分配実績

①徴収実績

二次使用料等の徴収額は、2020年度実績を下回った（2020年度比94.5%）。この要因は、使用料算定の基礎とする放送局の前年度広告収入が、コロナ禍により減少したことである。ただし、二次使用料等のうち、送信可能化使用料は、放送番組のインターネット配信が好調に推移したことで、増加している。一方で、貸レコード使用料・報酬の徴収額は、事業者団体との協議の結果、使用料の算定方法を変更したこと、CDレンタル市場の縮小が進んだこと等が絡み、大きく減少した（2020年度比69.3%）。その他、私的録音補償金の受領額は僅かなものとなっている。

②分配実績

国内分配は、2020年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けつつも、例年のスケジュール通り、管理委託契約約款及び分配規程に基づき適正に分配を実施することができた。

また、分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・作品DB等の拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めた。

なお、2020年度末に実施した商業用レコード二次使用料海外徴収分に誤分配が発生したことを受け、関係各所に報告するとともに、権利者団体と協力しながら、2021年8月に不足分配権利者に対しての分配業務を行った。一方、過分配権利者に対して返金請求業務を継続して

行っており、2021年度末までに約70%の回収が完了した。

③海外徴収分配業務

24団体から約4300万円の徴収を行い、28団体に約3億200万円及び30エージェントに約1億3900万円の分配を行った。新型コロナウイルス感染症の世界的流行拡大が続く厳しい状況の中、海外団体との間ではほぼ予定通りの徴収・分配を実施することができた。

その他業務

①著作権・著作隣接権を巡る課題の解決に向けた活動
著作権分科会をはじめとする関係省庁等の会合における議論に積極的に参加するとともに、意見表明を行った。

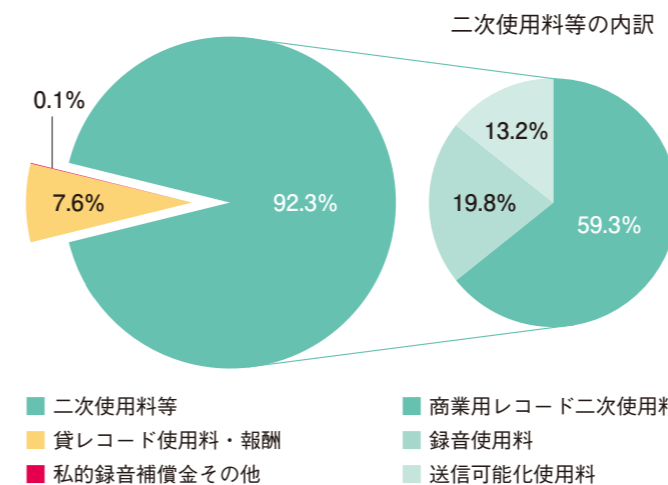
②『CPRA news』『CPRA news Review』の発行、ウェブサイトの運営

芸団協CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を2回発行、リニューアルした機関誌『CPRA news Review』を創刊した。また、ウェブサイトを運営し、芸団協CPRAの業務概要、実演家の権利等について、情報を発信した。

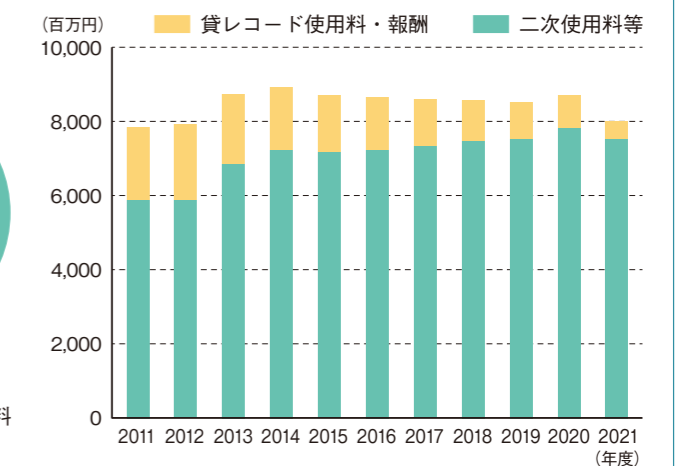
③著作権・著作隣接権制度の普及啓発

国内外の関係機関などに参加協力し、講師派遣等を行うとともに、学会など学際的な場を通じてネットワーク形成に努めた。また、実演家の権利を取り巻く環境への理解を深めるべく、オンライン勉強会を開催した。

2021年度徴収額の内訳（徴収総額：8,002百万円）



二次使用料等・貸レコードの徴収額の推移



※当該年度決算額に基づき作成

2022年度SCAPR総会に参加

6月1日・2日の両日、イタリア・ローマにて、2022年度実演家権利団体協議会（SCAPR）総会が3年ぶりに対面方式で開催された。ただし、今回はリモート参加との併用となり、約90名の現地参加者のほか、芸団協CPRAを含む約30名がリモートで参加した。

予算・決算、データベースの運用状況、会員異動などについての例年通りの議論もあったが、今回一番大きな議論となったのは、ロシアのウクライナ侵攻にかかるSCAPRの対応である。ウクライナの団体ULCRR、ロシアの団体VOISそれぞれから現状報告があったのち、以下の2点について可決承認された。

- VOIS（ロシア）の会員資格の一時停止の延長
- ULCRR（ウクライナ）職員および実演家の支援、ならびにウクライナ避難民を受け入れているポーランドの団体STOARTへの支援などを目的としたSCAPR Fundの設立

また、これまで6年にわたり議長を務めてこられたEanna Casay氏（アイルランドRAAP）の任期を2年残しての勇退が発表され、理事の互選により、Jose Luis Sevillano氏（スペインAIE）が新議長に就任した。



「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）(案)」について意見書を提出

文化庁では、文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、2021年9月に「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を設置し、契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等について検討を進めていた。同会議が取りまとめた「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）(案)」についてパブリックコメントが実施され（2022年6月13日締切）、芸団協CPRAからも意見を提出した。

意見書では、同まとめ案の掲げる目的には大いに賛同するとしつつ、権利の取り扱いについて同まとめ案の内容、とりわけ契約書のひな型例及び解説の一部には、この目的と明らかに反する極めて不適正な取引内容の条項等が含まれており、このまま公表されると、このような条

項等が適正かつ標準的なものであるとの誤った認識を広める恐れがあるとの懸念を示した。そして、このような観点から「実演家の権利に係る集中管理」、「実演家人格権などの取扱い」及び「パブリシティ権の取扱い」について、同まとめ案から削除あるいは修正すべきと指摘した。意見書の全文（PDF）は、芸団協CPRAウェブサイトにも掲載している。

なお、パブリックコメントで寄せられた意見も踏まえた議論が進められ、2022年7月27日付で、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」が、同会議の報告書として文化庁ウェブサイトにて公開された。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunka_geijyutu_bunya/index.html

ブルーレイディスクレコーダーを私的録音録画補償金の新たな対象機器に指定

文化庁は、ブルーレイディスクレコーダーを私的録音録画補償金制度の対象機器として新たに指定する「著作権法施行令の一部を改正する政令案」の概要を公表し、パブリックコメントを9月に実施した。これを受けて、権利者団体は連名で、私的録音録画補償金のあらたな対象機器の指定について、9月9日付で意見表明を行った。

また、芸団協CPRAからも9月21日付で意見を提出し、ブルーレイディスクレコーダーの指定に賛成し、空洞化した私的録音録画補償金制度を見直す第一歩として評価して、速やかに施行されることを求めた。また、デジタル方式による私的複製が広範かつ大量に行われているにもかかわらず、権利者に対する対価（補償金）の還元が

果たされない状態は到底認容しがたいとの考えを示したうえで、私的複製の蓋然性が高い機器等については速やかに政令指定を行うとともに、それ以外の機器等については具体的な制度設計について結論を得て、必要な措置を講じるべきであると指摘している。

政令は10月21日に閣議決定され、同日には私的録音録画補償金の指定管理団体として、一般社団法人私的録音録画補償金管理協会（sarah）が文化庁長官により指定されている。

著作権分科会の動向について

文化庁文化審議会著作権分科会では、「法制度小委員会」「国際小委員会」「基本政策小委員会」が設置され、さまざまな課題把握や具体的な施策について議論が進められている。

法制度小委員会は、7月～9月に令和4年度第1回～第5回が開催された。今期は、昨年度の文部科学大臣からの諮問事項や「知的財産推進計画2022」等を踏まえて、

- ①研究目的に係る権利制限規定の創設
 - ②簡素で一元的な権利処理に係る新しい権利処理の仕組みの導入
 - ③立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等
 - ④損害賠償額の算定方法の見直し
- などについて審議予定である。

まず、研究目的に係る権利制限規定の検討については、これまでの調査研究の結果等を踏まえて、令和3年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況をフォローするとともに、簡素で一元的な権利処理方針と対価還元に係る新しい権利処理方針における対応を行い、それでも解決されない場合等には必要に応じて検討

を行うことになった。第3回～第5回では、①～④について関係者へのヒアリングが実施され、芸団協CPRAは第5回（9月30日）に参加した。椎名和夫芸団協CPRA運営委員が出席し、DX時代における実演家の財産権及び人格権保護の重要性が高まっていること、簡素で一元的な権利処理の仕組みにおいて許諾なく著作物等の利用を可能とする制度を検討するのであれば、権利者の利益を不当に害することのないよう慎重に進めるべきこと等、意見を述べた。

基本政策小委員会は、10月5日に第1回が開催された。今期は、DX時代におけるクリエイターへの対価還元方策等について審議予定である。この日は、著作権法施行令の一部を改正する政令案についての概要とパブリックコメントの結果についての報告があった。芸団協CPRAから出席する丸山ひでみ運営委員からは、今回の政令改正案は、機能不全に陥った私的録音録画補償金制度を改善するもので、確実に実行に移した上で、一日も早く制度がより適正かつ円滑な方向へと修復が進むことを期待するとの発言や、DX時代におけるクリエイターへの対価還元を実現するための方策について基礎データを積極的に収集しつつ、検討を進めていくべきとの発言などがあった。

令和4・5年度芸団協役員が就任／『芸団協2021年度 年次報告』を発行

6月23日に芸団協定時社員総会および理事会、7月28日に理事会が開催され、令和4・5（2022・2023）年度の芸団協役員が決定した。

- 会長（代表理事）：野村 萬
- 常務理事：金井文幸（CPRA徴収事業担当）、椎名和夫（CPRA分配事業担当）、福島明夫（実演芸術振興事業担当）、増山 周（法制・総務・財務担当）、松武秀樹（広報・寄付担当）
- 理事：安部次郎、猪崎弥生、板垣一誠、小野伸一、尾上墨雪、小山久美、菊地哲榮、桑原 浩、崎元 讓、三笑亭夢太郎、塩田秀夫、高村 宏、野田秀樹、丸山ひでみ、吉住小三郎

- 監事：金山茂人、龍村 全
- 参与：大和 滋

また、2021年度の年次報告を発行した。年次報告、収支決算書は、芸団協ウェブサイト（<https://geidankyo.or.jp/>）の「情報公開」に掲載している。



ストリーミング配信に関し実演家への適切な報酬を求める海外の動向について

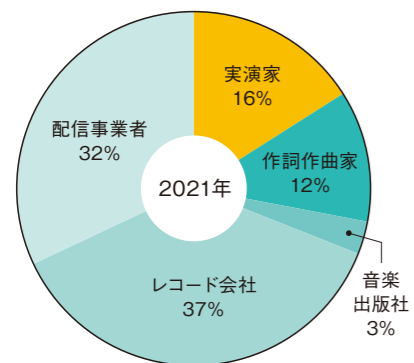
コロナ禍で思うような公演活動ができない中、実演家にとって順調に市場を拡大するストリーミング型音楽配信サービスからの収入がますます重要になってきている。それに伴い、その収益の配分構造等について見直しを求める声が、世界的に大きくなってきている。

見直しが求められる背景

2017年以降、ストリーミング型音楽配信サービスは世界音楽市場売上金額の最も大きなシェアを占めている。

実演家は原盤制作時契約に基づき、ストリーミング型音楽配信に係る権利（利用可能化権）をレコード製作者に譲渡することが多い。その代わりに、通常メインボーカル等、作品に中心的に氏名表示されるフィーチャード・アーティスト（FA）には前渡金（アドバンス）が支払われ、レコーディング費用等が回収された後に印税（ロイヤリティ）が支払われる。演奏家等、作品に参加しているノンフィーチャード・アーティスト（NFA）については一括払いでの

図：イギリスにおけるストリーミング型音楽配信サービス収益の配分



出典：Competition & Markets Authority(2022), Music and Streaming Market Study Update, pp.46

権利の買取となり、印税は支払われない。

FAへの印税は、配信事業者からレコード製作者に配分された収益から支払われることになるが、通常大手配信事業者は、権利者への配分原資に総再生回数に対する当該権利者の楽曲の再生回数の割合を乗じた額を支払っている。そのため、個々のユーザーの月額使用料から、そのユーザーが実際に聴いている楽曲のFAに支払われない可能性が高く、人気の高いFAに配分が偏る傾向にある。イギリス知的財産局が音楽クリエイターを対象に行ったアンケート結果（Report commissioned by the IPO (2021), Music Creators' Earnings in the Digital Era, pp.171）によれば、ストリーミング型音楽配信サービスからの印税収入は音楽活動収入全体の6%に過ぎない。一方2019年には31%を占めていたライブ・パフォーマンスからの収入はコロナ禍で激減したため、これまでも増してストリーミング型音楽配信サービスの収益配分構造について見直しを求める声が高まっている。

ベルギー、フランスの動き

2019年、EUでは国境を越えたコンテンツのデジタル使用に関しEU加盟国間での著作権法の調和を進めるために、「デジタル単一市場にお

ける著作権及び関連権に関する指令」（DIRECTIVE (EU) 2019/790）が策定された。EU加盟国は、期限内に指令を実施するために、国内法を制定又は改正しなければならない。

指令作成にあたりヨーロッパの実演家組織は、利用可能化権をレコード製作者等に譲渡した後も、実演のオンデマンド利用に対し公正な報酬を受ける権利を実演家に与えること、そして契約等でその権利を放棄させることはできず、実演家に代わり権利管理団体が集中管理することを盛り込むよう求めた。最終的にそのような条文は入らなかったものの、指令第18条では、著作権等をライセンス又は譲渡する際に、著作者及び実演家は適正かつ比例的な報酬を受ける権利がある、という原則が明記され、この原則を国内法化するための方法は各加盟国に委ねられた。これを受けて実演家組織は、ストリーミング型配信サービスでの実演の利用に関し、実演家に報酬請求権を付与することで、同条を国内法化するよう、EU加盟国に働きかけている。

2022年6月、ベルギーで著作権法が改正され、ストリーミング型オンライン・コンテンツ共有サービス（Facebook、YouTube、TikTokなど）及びストリーミング型配信サービス（Netflix、Disney+、Spotifyなど）での著作物及び実演の利用について、著作者及び実演家に報酬請求権が与

えられた（ただし後者については、音楽及び映像作品の利用についてのみ）。この報酬請求権は、著作者及び実演家がレコード製作者や映画製作者等に利用可能化権等を譲渡する場合に与えられ、配信事業者に対し報酬を請求することができる。この権利を譲渡や放棄することはできないため、契約で行使できなくすること等はできない。また団体協約がない限り、集中管理団体によってのみ行使できる。著作者や実演家個人ではなく、集中管理団体により行使されることで、報酬額の決定や報酬の支払いの円滑化を図っている。

同様の報酬請求権は、2006年にスペインで最初に導入されている。スペインの実演家権利管理団体、AIEの2020年年次報告によれば、利用可能化権に係る徴収額は全体の9%に過ぎない。ただし、コロナ禍で他の利用からの徴収額が軒並み激減している中、利用可能化権に係る徴収額は約30%増加しており、昨今の実演の利用傾向を見ても今後さらなる成長が期待される。

一方フランスでは、2022年5月、フランス知的財産法典の規定に基づき実演家の団体とレコード製作者の団体が、ストリーミング型音楽配信サービスに関し実演家に対し保障される最低報酬額について協定を結んだ。この協定では、FAに支払われる印税の最低料率及び前渡金の最低金額並びにNFAに支払われる定額報酬及び再生回数が一定回数を超えるごとに支払われる追加報酬の最低料率が定められた。その他、レコード製作者の団体は、零細レコード製作者が滞りなく前渡金を支払うための支援の仕組みを確立することや、徴収額の一定割合をレコード分野における雇用支援対策のための基金等に充当すること等が盛り込まれている。フランスの実演家権利管理団体、ADAMIは、初めて実演家の報酬に関する契約条件が定められることとなり、実演家に公正な配分が行われるための大きな一歩であると高く評

価している。

EUの外でも

法改正には至っていないものの、同様の検討はEUの外でも見られる。

イギリスでは、2021年7月、下院特別委員会が『音楽ストリーミングの経済状況（Economics of Music Streaming）』という報告書を公表した。この報告書では政府に対し、ストリーミング型配信に関し公正な報酬を受ける権利を実演家に与えるよう勧告している。報酬請求権の創設により、従来の契約では印税計算の際に控除されるパッケージ製造費や流通費等の経費がデジタル利用では減少している現状を適切に反映できるとして、報酬を求める対象をレコード製作者としている。同委員会委員でもあるK. Brennan議員が提出した著作権法改正法案では、実演家は利用可能化権を譲渡する場合に衡平な報酬を受ける権利を保持し、その権利を集中管理団体にしか譲渡できない（遺言の執行や破産手続き等は除く）。報酬を支払うのは権利の譲受人又はその継承者であり、当事者間で報酬額について合意できない場合には、著作権審判所に付託することができる、としている。なお同報告書では実演家への報酬請求権の付与のほかに、適切な分配のためのメタデータの整備や、印税支払い方法の見直し、メジャー・レーベルの寡占による経済的影響等、さまざまな問題を提起するとともに、政府への対応を求めている。

2021年6月、第41回WIPO・SCCR（世界知的所有権機関著作権等常設委員会）で報告された『デジタル音楽市場におけるアーティストに関する調査研究：経済的および法的検討（Study on the Artists in the Digital Music Marketplace: Economic and Legal Consideration）』でも、ストリーミング型音楽配信サービスについて実演家の報酬請求権の導入が提案されている。この報告書では、同サー

ビスにおいてプレイリスト（テーマ、ジャンル等に合わせて選択された楽曲の再生リスト）を受動的に利用する形態は、ラジオ放送とほとんど変わらないと指摘し、テレビ・ラジオ放送での商業用レコードの利用に関する二次使用料請求権と同じような新たな報酬請求権の導入を提案している。すなわち、実演家はその楽曲や活動を通じて、ファンをサービスの利用に誘導することで、配信事業者の利用者獲得のための経費削減に貢献している。さらに配信事業者は、実演家のファンである利用者のプロフィールを作成し、アルゴリズムの強化やサービスのカスタマイズ化に利用しているが、これらの実演家の貢献に対し全く補償していない。配信事業者が実演家に報酬を支払うことで、実演家が配信事業者に与えているこれらの利益が考慮されることになることと指摘している。また報酬請求権とすることで、レコード製作者が実演家の排他的権利を含めてコントロールするビジネス慣行を損なう恐れはないとしている。

むすび

ライブ・エンタテインメント業界は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を最も大きく受けた業界の一つであり、その担い手である実演家やクリエイターが活動を続けていくための一つの解が、今回の動きといえよう。日本に目を転じると、文化審議会著作権分科会の今期の主な検討課題に、DX時代に対応した権利保護・適切な対価還元に係る基本政策や法制度が挙げられており、このような世界の動きも踏まえた検討がなされることを期待したい。またイギリスやWIPOの報告書が、その後どのような動きに繋がっていくのか、ベルギーやフランスで実際どのような徴収・分配がなされるのか、引き続き注視していきたい。

CPRA NEWS REVIEW VOL.3 通巻3号 2022年11月10日発行

発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオブラン、リムラムデザイン 表紙イラストレーション/hermippe

**公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)**

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<https://www.cpra.jp>

CPRAサイトの更新情報等をメールニュースでお伝えしています。
メールニュース配信を希望される場合は、CPRAサイトよりお申し込みください。

